

令和4年11月11日
学 長 裁 定
改正 令和6年4月22日

小樽商科大学の大学名称、学章（シンボルマーク）、マスコットキャラクター
の使用について

（定義）

第1条 小樽商科大学（以下「本学」という）の大学名称、学章（シンボルマーク）、マスコットキャラクター（以下総称として「学章等」という）については、以下のとおりとする。

- (1) 大学名称とは「小樽商科大学」の表記及び英文表記「OTARU UNIVERSITY OF COMMERCE」をいう。
- (2) 学章（シンボルマーク）とは、別図第1における学章1及び学章2（英文大学名記載）をいう。
- (3) マスコットキャラクターは別図第2とし名称を「商大くん」とする。なお、動作や衣装等を変えた場合においても、明らかに「商大くん」と判断できる場合も含めるものとする。

別図第1

学章1



学章2（英文大学名記載）



別図第2

マスコットキャラクター



(使用者)

第2条 前条の学章等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 北海道国立大学機構（以下、「機構」という。）
- (2) 機構が設置する大学
- (3) 機構の役員及び職員
- (4) 本学の学生
- (5) 本学公認の学生団体
- (6) その他学長が使用の許可をした個人及び団体等

(使用手続き)

第3条 学章等を使用しようとする場合は、使用許可願（別紙様式1）により学長に申請し、使用の許可を得なければならない。ただし、前条第1号から第3号に掲げる者が、本務にあたる業務、広報活動、教育・研究活動において用いる場合、又は前条第4号及び第5号に掲げる者が指導教員又は顧問の適正な管理・責任のもと、学章等を用いる場合は、学長の許可を得ることなく（申請不要）使用を認めることとし、使用にあたっては、本学の社会的信用と名誉を保持し、品位と尊厳を損なわないよう配慮しなければならない。

【本務にあたる業務、広報活動、教育・研究活動において使用を認める事例】

名刺、ポスター、ちらし、冊子、広報誌、ホームページ、入試等における広報活動 等

【指導教員の適正な管理・責任のもと使用を認める事例】

- ①教育・研究活動に係るポスター、ポスターセッション、パンフレット 等
- ②本学の学生が主催する活動（例：演奏会、美術展 等）
- ③公共的な団体が主催する活動（例：スポーツ競技会 等）

(注) 学生の活動において、チケット等の販売が行われた場合、その収入が主に学生が活動するための運営費にあたりと指導教員又は顧問が判断する場合は、次項に規定する「学章等を営利目的で使用しようとする場合」に該当しないものとする。

2 学章等を営利目的で使用しようとする場合は、使用許可願（別紙様式1）に当該使用者が作成する依頼書（別紙様式2）を添えて、学長に申請しなければならない。

学長は申請を受けた後、別に定める「学章等使用基準」に則り、使用の可否について判断する。

(覚書の締結)

第4条 前条第2項において、学長が使用を許可した場合、原則として「商品の販売に関する覚書」（別紙：覚書 の参考例）を締結し、使用者に対して使用料を求めるものとする。

また、使用許可の申請から覚書の締結までには1ヶ月程度の期間を要することから、使用許可の申請は速やかに行うこととする。ただし、小樽商科大学生活協同組合（以下「大学生協」という）が販売する商品等への使用は次項に定める。

2 大学生協が販売する商品等への使用は次のとおりとする。

(1) 本学の依頼を受けて商品等を製造し販売する場合

本学の依頼に基づき、使用することができることとし、「商品の販売に関する覚書」を締結した上で使用料は求めないこととする。

(2) 大学生協の発案により商品等を開発し販売する場合

別紙様式1及び別紙様式2により学長に申請し、許可を得たうえで「商品の販売に関する覚書」を締結することとし、原則、大学生協に対して使用料を求めるものとする。

(使用の中止等)

第5条 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の改善又は中止を命じることができる。また、使用を中止させたことにより損害又は損失が生じることがあっても、本学はその責任を負わない。

(1) 使用許可願に虚偽の記載があったとき

(2) 本学の名誉が傷つけられ、又は傷つけられる恐れのあるとき

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき

(4) その他、学章等の使用方法が適切でないとき

(百周年ロゴマーク等)

第6条 百周年ロゴマーク（別図第3：平成19年7月11日創立百周年記念事業委員会決定）及び商大グッズ認証マーク（別図第4：平成19年商大グッズ専門委員会において作成）は廃止し、今後の使用は認めないものとする。ただし、既に商品等に貼付又は表示しているものについては、この限りではない。

別図第3
百周年ロゴマーク



別図第4
商大グッズ認証マーク



(雑則)

第7条 上記により難い場合においては、使用について学長に申請を行ったうえで、学長の許可を得なければならない。

附則

この学長裁定は、令和4年11月11日から施行する。

附則

この学長裁定は、令和6年4月22日から施行する。